

岩手県監査委員告示第25号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県農業研究センター畜産研究所
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和5年9月26日
 - (2) 本監査実施日 令和5年11月21日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年1月9日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生産物売払いに係る契約に当たり、契約事務に不適当なものがあつたので適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあつた契約事務について、会計規則の契約保証金免除の要件に該当することを再度確認し、契約保証金の免除要件を確認するための仕様書を作成の上、見積書を徴収した。 今後は、適正な売払い契約事務の実施のため、鶏卵の売払契約事務に係る様式を整備することで、再発防止に努めることとした。